

平成27年度 後期高齢者医療保険料

『後期高齢者医療制度』は、75歳以上（一定の障がいがある人は65歳以上）の人を対象とする医療保険制度です（社会保険加入者などに扶養されている人も同制度の被保険者となります）。

保険料の額 保険料(1人当たり)の計算方法

均等割額	+	所得割額	=	保険料
47,900円		^{※1} (課税所得)× 9.26%(所得割率)		上限57万円(年額)

※1. 課税所得…前年の所得(年金や個人事業などの収入から、その収入を得るために必要とした経費〔年金の場合は年金所得控除〕を差し引いた額)から、基礎控除33万円を差し引いた額。

保険料の軽減

①均等割額の軽減

軽減割合	世帯（世帯主と被保険者）の総所得金額など
9割	33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
8.5割	33万円を超えない世帯 被保険者全員が年金収入80万円以下でも、その他各種所得があり33万円を超えない世帯
5割	[33万円+26万円×被保険者数]を超えない世帯
2割	[33万円+47万円×被保険者数]を超えない世帯

②所得割額の軽減…総所得金額などが91万円以下の人は、所得割額を一律5割軽減します。

③社会保険の被扶養者軽減の継続…後期高齢者医療制度に加入する前日に社会保険などの被扶養者になっていた人は、引き続き保険料の均等割額が9割軽減されます。

※所得の申告を忘れずに!!…保険料を正しく算定するために、本人または同じ世帯の人で、収入がない場合や障害年金・遺族年金受給者の場合であっても、申告が必要です。申告がないと、保険料が軽減されないほか、食事代の減免や高額療養費の限度額で本来の自己負担区分の適用ができないなど、不利益が生じる場合があります。

保険料の納付は

保険料の納付は、年金からの差し引き（特別徴収）または納付書や口座振替、納税組合を通じての納付（普通徴収）になります。

7月中旬（7月1日以降に75歳になる人には誕生月の翌月）に、保険料額通知書を送付します。また、特別徴収の開始時期や普通徴収の仮徴収は、次のとおりです。

◆特別徴収＝徴収開始が平成27年4～6月の人は4月中旬、8月以降の人は7月中旬に特別徴収開始通知書を送付します。同年2月に徴収された人は、4・6・8月に同額を徴収します。

◆普通徴収＝平成27年2月に特別徴収されていない人や、平成26年12月3日～同27年2月28日までに75歳になった人へは、6月中旬に暫定賦課保険料額を通知します。

※特別徴収が原則ですが、申し出により口座振替へ変更ができます。金融機関での手続き後に渡される口座振替開始依頼書の控え、後期高齢者医療被保険者証、印かんを持参し、本庁・国保年金課または各支所で申請してください。

☎本庁・国保年金課／熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096(368)6511

内容一新! ぜひPRを!!

天草市ふるさと 応援寄附金

市のふるさと納税制度である「天草市ふるさと応援寄附金」が、4月から内容を新たにスタートします。

市民の皆さんには、この取り組みをより多くの人に知っていただくために、市外にお住まいの親戚や知人の皆さんなどへのPRに、ご協力をお願いします。

『お礼品』を贈呈します!

住所が天草市以外の人で1万円以上の寄附をいただいた人に、次のとおりお礼品を贈呈します。

- 下記①のメニューへの寄附…寄附先の各まちづくり協議会または地区振興会からお礼品が贈呈されます。
- 下記②③④⑤のメニューへの寄附…市内で生産・製造された特産品などを、市から贈呈します。肉類や海産物、米、野菜・果物、天草エアラインのチケットなど、寄附金額に応じて選ぶことができます。お礼品は市のホームページのほか、本庁・各支所に備え付けのカタログでご覧いただけます。

寄附金のメニュー（使い道）が新しくなります

- ①地域コミュニティづくり…まちづくり協議会、地区振興会への支援
- ②世界遺産のまちづくり…世界遺産の登録を目指す「天草の崎津集落」の環境整備など
- ③イルカの島づくり…イルカに関連する観光振興など
- ④がまだせ天草エアライン…天草エアライン利用促進・運航支援など
- ⑤市長おまかせ…天草市の活性化につながる事業に活用します

◆寄附の方法

インターネットのふるさと納税ポータルサイト“ふるさとチョイス”（検索サイトで「ふるさとチョイス 天草市」と入力し検索）から行うことができます。また、申込書による方法もあります。申込書は市のホームページで取得できるほか、電話で本庁・財政課へ請求すると同課から郵送します。



▲QRコードからもアクセスできます

【ふるさと納税制度とは】

出身地などの地方自治体に対する寄附のことです。寄附をした場合、寄附金の2,000円を超える部分について、住民税（所得割）の一定割合を限度に、所得税や住民税から税額控除を受けることができます。

☎本庁・財政課